

平成28年度事業報告

[事業関係]

継続事業1

税知識の普及、納税意識の高揚、税制並びに税務に関する調査研究並びに提言に関する事業

①税務の普及、納税意識の高揚を目的とする事業

◎ホームページ、広報紙における税情報の発信

ホームページ、広報紙3回発行(9・11・1月)において国税庁・タックスアンサー(国税庁のホームページ等リンク先を記載)等、税に関する情報を発信している。

◎税を考える週間新聞紙上広告の実施 11月10日(火)福島民友(全法連版下)

//

11月4日(水)福島民報・福島民友(共催広告)

②税制及び税務に対する調査研究並びに提言に関する事業

件名	日時	場所	出席者・議題等
第11回全国女性フォーラム「福島大会」	28. 4. 14 (木)	郡山市 ビックパレットふくしま	藤田女連協会長 外県内参加者 217名
第1回税制委員会	28. 6. 9 (木)	福島市 ザ・セレクトン福島	(1)平成29年度税制改正要望について (2)税制アンケートについて その他 出席者 11名
第30回全国青年の集い「北海道大会」	28. 9. 9 (金)	旭川市 旭川大雪アリーナ	石井青連協会長 外県内参加者 50名
第33回法人会全国大会「長崎大会」	28.10.20 (木)	長崎市 長崎ブリックホール	猪狩会長 外県内参加者 17名
平成29年度税制改正提言活動(内堀県知事・議会議長)	28.12. 1 (木)	福島市 福島県庁	吉川税制委員長 外出席者 2名
平成28年度絵はがきコンクール県連審査会	29. 2. 8 (月)	福島市 ホテル辰巳屋	藤田女連協副会長 外出席者 27名
28年度税制セミナー	29. 2.14 (火)	東京 ハイアットリージェンシー東京	吉川税制委員長 外出席者 4名
第2回税制委員会	29. 2.21 (火)	福島市 ザ・セレクトン福島	(1)全法連税制委員会の報告について (2)平成30年度税制改正要望に向けた当県連の対応について 出席者 9名

◎税制要望意見取りまとめ

基本事項

第一 法人税について

先行き不透明な環境の中にある中小法人に活力をつけ、国際競争力にも対応できる税制として、次のことを要望する。

1. 中小法人の軽減税率の適用所得の拡大

日本の経済再建と内需拡大のためには、多数の従業員を雇用している中小企業の活性化が必要である。軽減税率を長期化することにより中小企業の体力が強化されて、より一層活性化が図られる。中小企業の軽減税率の適用所得金額を2,000万円(現行800万円)に引き上げ、又、中小企業に対する軽減税率の時限的引き下げは、19%(時限的には15%)から10%に引き下げて継続すること。

2. 定期同額給与の見直しについて

定時株主総会で増額改定があった場合、期首に遡及して一括支給する金額の損金算入を認めること。形式的には、臨時の給与であるが、定額の役員報酬として取り扱うのが当然である。従前もこの一括支給の損金算入が認められている。

3. 事前確定届出給与の見直しについて

非常勤役員の報酬は年俸制がかなり多い。これを全て事前届出させるのは、余りにも規制が強すぎる。中小企業の自主性を尊重し、この制度は廃止すべきである。

4. 欠損金の繰戻し還付請求について

資本金又は出資金が1億円以下の中小法人の平成21年2月1日以後に終了する事業年度において生じた欠損金額については、前年度1年間に限り欠損金の繰戻しによる還付請求ができることになった。これを繰戻し対象期間は1年から3年に延長すべきである。更に、国税と同様に地方税も繰戻しによる還付請求を認めるべきである。

5. 欠損金の繰越控除期間

欠損金の繰越控除期間を無期限にすること。控除期間に制限があると、法的・私的整理などの場合以外は、再生開始の数年後から納税資金が生じ企業の再生が長期間になってしまう。企業の再生が短期間に終われば、雇用を確保し技術の流失が避けられることになる。

6. 賞与引当金、退職給付引当金制度の復活

賞与引当金、退職給付引当金等の債務性のある引当金の損金算入を認めること。中小法人の健全な会計慣行を尊重し、かつ会計と税務の乖離をなくすため、この制度の復活が必要である。

7. 減価償却制度の更なる見直し

製造業の国際競争力を高めるため、現行の減価償却耐用年数等に関する省令を見直し、法定耐用年数の短縮化や資産区分を10区分程度に簡素化すること。固定資産税の取扱いとの整合性もはかる必要がある。

8. 法人税等の申告期限の延長

現在、法人税等の申告期限は事業年度終了の日から2か月以内であり、特例で申請により1か月間延長することができるが、税法も複雑化し決算確定後株主総会の開催に至るまで、年々長期の時間が必要となっている。原則3か月以内に変更すべきである。

9. 法人税の負担構造改革

法人税には各種控除、特例など様々な租税特例措置があるが、その恩恵は大企業に偏っている。大企業に有利な法人税の構造に手をつけ、税の抜け穴を塞ぐべきである。

10. 事前届け出による税法恩典制度（雇用促進計画等）の廃止

事前届け出をした場合に、税法の恩恵を与える制度（雇用促進計画等）を設けないこと。実際実現していなくても認められる制度や景気の変動で経済効果があれば、認められるべきである。また、この届出がハローワークや経済産業省等、役所の仕事を増やし適用しづらくしている。

11. 特別償却制度の一本化

特別償却制度が多く、似た様なものは一本化にし、数を増やさないこと。経済効果が目的であれば、数を多くする必要なく、適用要件が細かくなりすぎている。

12. 適用対象資産に拡大について

適用資産の範囲を現行の機械及び装置、建物及びその付属設備、構築物から全ての償却資産に拡大し、新たな資産だけでなく中古資産も適用対象資産に拡大。特区法の適用される産業の分野が広がっているので、すべての償却資産を対象にすべきである。

13. 法人税・消費税率の見直しについて

法人税の現行の実効税率を20%に、消費税を8%から20%に、年金については一元化し、個人の負担と会社の負担を0にする。その方が個人の年間所得が増え、将来に期待できる。企業年金基金の問題（A I J）が発生し、将来企業倒産多発、厚生年金の運営にも支障が生じる恐れもありうる。将来は、国民に等しく年金が給付される。

第二 所得税について

現在、我が国の所得税の課税最低ラインはかなり高くなっている。これは子供の養育・教育に多額の負担がかかることもありやむを得ない面もある。しかし、所得税は基幹税であり広く薄く負担を求める工夫も必要である。

1. 土地建物等の譲渡損の取り扱いについて

土地建物等の譲渡損について、損益通算及び繰越控除が原則として認められていない。債務の返済のために売却する場合等には障害となり、また、土地建物の取引にも悪影響を及ぼす恐れがある。よって、譲渡損の損益通算及び繰越控除を認めるべきである。

2. 不動産所得の損益通算の取り扱いについて

不動産所得の計算において土地等の取得にかかる支払利息の損益通算が認められない場合がある。土地バブル時代の制度であり、地価が下落している現在においては、この制度は廃止すべきである。

3. 各種所得控除の見直し

各種所得控除はその存在理由を考えさせられる項目もある。負担の公平化、税制の簡素化の見地から所得控除の統合簡素化をすべきである。さらに、地方税法の所得控除との整合性を図るべきである。

(1) 配偶者控除の見直し

所得制限を設けずに相互に50万円を認めるべき。

4. 少子化対策・結婚促進のための所得控除の創設

(1) 結婚促進・未就学児特定控除の創設

安心して結婚・出産、子育てできるような環境支援、税制上の支援として結婚促進未就学児特定控除（50万円）を創設すべきである。

5. 医療費控除の見直し・引上げ

最近の医療の進歩、高齢化及び難病に対する治療行為により医療費が増大している。自宅介護・介護施設費用のゆるやかな適用範囲の拡大と共に、増加している医療費に対応するため、控除額を200万円から300万円に拡充するとともに、介護費用の適用範囲も公平かつ幅広く認めるべき。

6. 財産債務の調書の提出制度の廃止

所得2,000万円超の場合に、財産債務の調書を提出しなければならないことになっているが、IT時代でありこのような形骸化した制度は行政事務の簡素化のためにも廃止すべきである。確定申告の提出と同時に3億円以上の財産を有しているかを判断することは、非常に時間がかかり、納税者への負担が大きすぎる。また、このような提出方法では、正確性の確保に問題があると思われる。

7. 分離長期譲渡所得の特別控除の復活

16年度の改正により廃止されたが、特別控除額を100万円にして復活すべきである。これにより不動産の売買が活性化し、経済活動に好影響を与えると思われる。土地建物の流通を促進するため、また、近年問題となっている空き家対策にも効果がある。

8. 居住用財産の譲渡にかかる特別控除額の引き上げ

現行の特別控除額は、昭和50年から据え置かれている。その後の物価の上昇からみて、これを5,000万円に引き上げ、納税義務者の税負担を軽減すべきである。

9. 老年者控除の復活

国内消費をより活発化する為に、高齢者の税負担の軽減を図ることにより、高齢者の消費が増大し、経済に好影響を与えるので、老年者控除（50万円）を復活させることが必要である。

10. 青色事業専従者の退職金

青色事業専従者は、労働の対価として一定の要件のもとに専従者給与の支給を受けて必要経費に算入している。退職金についても、一定の要件を設けて従業員と同様に必要経費として認めるべきである。

11. 医療費の支払明細の発行について

医療機関は、高齢者等の医療費控除の手続きの簡素化を図るため、有料でも年間の支払い証明書を発行する。

12. 国税と地方税の諸控除課税要件について

国税と地方税で諸控除課税要件は同一とする。配当の課税要件、固定資産税の償却資産の課税関係等、所得税における諸控除が異なっている。

13. 年少扶養親族に対する扶養控除制度の復活

当初、子ども手当制度の導入とセットで廃止となり、実質負担は変わらないことを前提に改

正されたはずだが、現状は全く異なる結果となっている。少子化対策の一つとして、早急に復活させるべきである。

14. 復興特別所得税の適用期間の短縮

平成49年分までの25年間の課税は、あまりにも長過ぎて、個人の税負担が重くなっている。又、平成26年度の税制改正で復興特別法人税に対して、適用期間が1年間短縮され、2年間で終了した。よって個人と法人の公平な税負担の為に、復興特別所得税の適用期間も短縮すべきである。又、復興特別所得税は25年間にわたる課税となる為、福島県民は原発事故によっては長期の負担となり、復興の為の特別税の趣旨に反している。

15. 所得税について給付付税額控除制度を取り入れるべき

世界的な経済不況の中で、格差対策は日本においても重要な課題である。納税額の少ない低所得者層には、「給付付き」で支援が可能になる。

16. 生命保険料控除、地震保険料控除の簡素化

生命保険料控除及び、地震保険料控除の簡素化をすること。控除額が少ないのに、控除方法が複雑すぎる。

第三 相続税制について

地価の下落等により相続財産の評価も落ち着いている。しかし、中小法人は相続に於いて苦労している例も多いので、一層の配慮を求める。

1. 事業用資産の評価の改善

中小企業の地域社会における役割を認識し、事業に使用している土地など事業用資産の評価については、その処分が制約されていることを考慮し、事業用については1,000㎡までの部分に拡充する特段の配慮を行うことが必要である。

2. 被相続人の保証債務の弁済について

相続開始時に存在していた保証債務が、相続後においてその履行があり、かつ求償権の行使が不能の場合、一定期間（5年間）は更正の請求が可能とすべきである。

3. 取引相場のない中小企業株式等の課税の改善

中小企業の地域社会における役割や事業承継の社会的役割を認識し、事業承継を行いやすくする必要がある。そのため資本金3,000万円以下または従業員100名以下の会社の取引相場のない中小企業株式等については、相続税の課税価格に含めないことにすべきである。

4. 金融以外の資産評価について

金融資産でないものについて、評価面で考慮する。例えば、建物付土地の場合は、売買する時に建物の取り壊しを考慮すると、土地の価額は将来除去費用を控除したものとすべきである。

5. 非上場株式などにかかる相続税・贈与税の納税猶予制度について

非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予制度改正においては、納税猶予適用後5年間の平均従業員数が当初の8割を維持できなければ納税猶予税額の全額の期限が確定されるがアベノミクスの成長戦略効果による景気回復の兆しが見られるものの、中小企業の経営の見通しは甚だ不透明であり、一括納付というリスクから中小企業においてもその活用が躊躇されているばかりか当該雇用維持要件へ固執するあまり経営改善の手段が制限され、不要不急の人員を抱え続けることによる財務体質の圧迫という本末転倒の事態も想定される。被相続人又は贈与者が保有するすべての株式を対象とすること。また、一定期間経過後は納税免除とする制度とすることにより利用を促進することとなる。

6. 事業承継における納税猶予制度の改善

事業承継における中小企業の事業承継を円滑にするための制度でありながら、一部改善されたとはいえ、まだ定められている要件が厳しいため、もっと利用しやすい制度に改善すべきである。なお、特別災害が生じた場合、雇用継続要件等については例外とする。

7. 申告期限の延長

現行の相続開始日から10ヶ月という申告期限は、相続財産が多様化し、また、経済社会の複雑化に伴い遺産分割協議にも長時間を要していることを鑑みると、12ヶ月とすべきである。

8. 建物の評価について

申告期限までに取り壊す建物は評価ゼロとすること。取り壊すことがわかっているのに財産価値に含めるのはおかしい。

9. 家庭用動産に形式的算定の復活

家庭用動産の形式的算定を復活させること。家庭用動産は形式的にやらないと不公平が生ずる。

第四 間接税について

歳出改革によっても対応しきれない負担増に対する安定的財源として、消費税が重視される。

1. 消費税額の仕入控除（書類の保存）の改善

発足当初は仕入税額控除の要件が「帳簿又は請求書の保存」となっていたが、その後の改正において「帳簿及び請求書の保存」となった。「又は」でも適正課税には全く問題がなく「及び」は多量の資料保管を要求する行政サイドの考え方である。調査時に書類不備などの問題の発生が懸念されるので、直ちに旧に戻すべきである。

2. 消費税の届出書の提出期限の改善

消費税に於いて届出書提出の有無が納税額に直結し、多大な影響がある。簡易課税制度の選択・選択不適用及び課税事業者の選択・選択不適用届の提出期限が現在は、課税期間の開始日の前日までとなっている。しかし、その提出の判断には慎重を要するため、中小法人は苦慮している。よって、届出書の提出期限は、その適用を受けようとする課税期間の確定申告期限までとすべきである。

3. 消費税の予定納税方式の改善

消費税は消費者からの預かり金であるため、源泉所得税等同様、定期的に納付できるよう、毎月納付または年2回納付など納税方法を選択制に改善すべきである。

4. 印紙税の廃止について

単に租税収入の一部を占めているだけで、明確な課税根拠がない。電子取引が増えてきている現在において、非電子取引との間で税の不公平が拡大しているし、廃止すべき。

5. 消費税単一税率と弱者救済の為の制度の創設

弱者の為の救済制度を創設し、消費税は単一とすべき。例えば零細事業者のための基礎税額控除と低所得者層へは給付金支給制度を創設。

6. 簡易課税の廃止

益税が生じているから適用しているのが圧倒的に多い。また、適用して損失が生じトラブルの原因となる預かった税を納めるが本来の姿である。

第五 地方税について

現在、地方分権による地方税重視の方向に進んでいる。そのためにも適正な地方税の課税態勢が重要である。

1. 固定資産税（建物）の評価について

建物の価額は、当初は取得価額よりも低額に評価されている。しかしその後は再調達価額が評価基準とされており、減価償却が考慮されていないため時価より高額な評価となっている。これでは、納税義務者の理解が得られないので適正な評価方法に改善すべきである。

2. 固定資産税の免税点の引上げ

現在の免税点（土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円）は平成3年に改正された。しかし平成6年の固定資産税評価額の大幅な引き上げもあり、負担が増加している。従って、負担増の抑制も考慮し、免税点を土地100万円、家屋100万円、償却資産300万円程度に引き上げるべきである。

3. 事業所税の廃止

事業所税は人口30万人以上の都市がその適用対象であり、事業所の床面積や給与総額を基準に課税する目的税である。しかし、人口密度や市街化調整区域等の区分も考慮されておらず、固定資産税との二重課税の性格が強い。市町村合併を阻害する一要因ともいわれており、早急に廃止すべきである。

個別事項 法人税関係

1. 法人税及び消費税の口座振替納付制度の創設

IT時代、電子納税を推進している時なのに、所得税で行われている口座振替制度が法人税にないのはおかしい。事務負担も少なくなり滞納税額も減少するはずなので、法人税等の口座振替納付制度を創設すべきである。

2. 法人税申告書別表1による事業税・県民税・市町村民税の申告の一本化

法人税の計算から地方税の計算は一連の流れ作業なので、一枚計算書で計算できるものであり、用紙の工夫により可能と思われる。わざわざ県・市町村民税の用紙を別に設ける必要はない。現在は所得税確定申告書のみで、事業税・県民税・市町村民税の計算が出来ることになっている。また、そこに記載されたそれぞれの税金が、所得税と同様の振替納税方式で納付出来るようにして欲しい。

3. 交際費課税の社会通念上の見直し

次の各項目は社会通念上、本来損金算入すべき経費であり、交際費から除くこと。

- (1) 慶弔費、中元、歳暮等の一定金額
- (2) 受取り祝金相当額の交際費
- (3) 災害見舞金

4. 公益認定法人に対する寄附金について

寄附金の限度額計算をさらに緩やかにして企業サイドからの寄附をしやすくするようにすべきである。

5. 経営が悪化した場合の役員給与の減額について

経営が悪化して、年度の中途から役員給与を減額せざるを得ない場合がある。「著しく悪化」を条件としないで、会社の判断によりこの減額を認めるべきである。

6. 「棚卸資産の評価方法の変更届出書」等の提出期限の延長

提出期限の間違いを防止するため、「棚卸資産の評価方法の変更届出書」、「減価償却方法の変更届出書」等の提出期限を、直前事業年度の申告期限まで延長すべきである。

7. 少額減価償却資産の取得価額の損金算入

少額資産の損金算入限度額を10万円から50万円に引き上げることを要望する。

- (1) 消費の拡大
- (2) 経理処理の簡素化
- (3) 管理業務の簡素化

8. 更生手続き開始の申し立て等の貸倒引当金繰入限度額

更生手続き開始の申し立て等があった場合の貸倒引当金繰入限度額を、個別評価金銭債権の額の100分の50から100分の90程度に引き上げるべきである。債務者につき更生手続き開始の申し立て等の法的手続きが進められた場合は、最終配当率が極めて低い状況を踏まえ、不良債権処理の促進という観点からも、繰入率を見直すべきである。

9. 雇用者の数が増加した場合の法人税の特別控除

雇用促進計画の達成状況を確認した旨の写しを添付することを廃止する。この事業計画のあるなしで控除が受けられるかどうかでなく、現実に雇用促進に繋がっていれば目的が達成される。

10. 被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除

復興産業集積区域において、被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除を指定のあった日から同日以後5年を経過するまでを最低でも8年を経過する日にすべきである。

11. 災害に伴う保険金や損害賠償金に対する益金不算入の規定の創設

災害に伴う保険金や損害賠償金に対する益金不算入の規定を創設してほしい。東日本大震災と原発事故により多額の保険金や賠償金が支給されているが、所得税では原則非課税であるのに対し、法人税では「保険差益の圧縮記帳」以外に特例がなく課税対象となっていることは非常に不合理である。

12. 減価償却の簡素化

現在の償却資産の取得価格が10万円、20万円、30万円の基準となっている。これを50万円の本化にすべきである。償却方法は旧定額、旧定率などがあり、これも新定額新定率に一本化すべきである。保証率等を考えなくても良い方法を用いるべき。

13. 課税される収益補償の賠償処理について

福島県の企業については、直接被害と間接被害に併せて風評被害に対して、東京電力からの損害賠償が支払われている。しかしながら、中小企業の存続のためにも税制面からの支援も必要である。そのことを踏まえ、課税される収益補償の賠償処理について、10年間の課税の繰延とすること。

所得税関係

1. 給与所得者の年末調整の廃止

電子申告・自書申告も大分普及してきている。給与所得者に税への意識を高めてもらうためにも年末調整を廃止し、申告納税とすべきである。

2. 源泉所得税の納期限

源泉所得税の納期限は原則として翌月10日までとされている。人手の少ない中小企業にとって源泉徴収事務は過重な事務負担となっている。この事務負担を軽減するため源泉所得税の納期限を翌月末日とすべきである。

3. 青色申告者の純損失の繰越控除期間の延長

昨今の経済情勢の中で青色申告者は、3年間では純損失を控除しきれない場合がある。したがって、繰越期間を5年間に延長すべきである。

4. 金融資産の税率の改正

個人所得への課税を総合課税に一本化すべき。マイナンバー制度が導入されたので金融資産を含む、全ての個人所得に対して総合課税とすべき。

5. 福島県民を対象に復興特別所得税の廃止

平成49年分までの25年間の課税は、あまりにも長過ぎて、個人の税負担が重くなっている。又、平成26年度の税制改正で復興特別法人税に対して、適用期間が1年間短縮された。因って個人と法人の公平な税負担の為に、復興特別所得税の適用期間も短縮すべきである。又、復興特別所得税は、25年間にわたる課税となる為、福島県民は原発事故によっては長期の負担となり、復興の為の特別税の趣旨に反している。

6. 概算取得費の控除を見直すべき

古い制度なので概算取得費5%を20%に見直すべきである。

相続税関係

1. 障害者控除の増額

相続税の障害者控除は昭和63年に年額6万円（特別障害者は12万円）となった。相当な期間も経っており、社会福祉の点からも2倍程度に引き上げるべきである。

2. 小規模宅地の非課税制度

小規模宅地の評価減適用面積は、730㎡までとなっている。地価の高い都会では大きな評価減の恩恵があるが、地価の低い地方では評価減の恩恵が少ない。この不公平感を是正する為にも、ある程度の適用金額ラインの設定が必要であり、適用面積（1,000㎡）と適用金額（3,000万円）の選択制とすべきである。

3. 死亡保険金の非課税限度額の引き上げ

限度額が500万円になってから20年以上経過しているので、この非課税限度額を法定相続人一人当たり1,000万円に引き上げるべきである。

4. 居住用不動産の配偶者控除額の引き上げ

控除額が2,000万円になってから20年以上経過しているので、この配偶者控除額を3,000万円に引き上げるべきである。

5. 被相続人と同居している子の配偶者等の相続税額の免除について

非嫡出子の相続分が嫡出子（本妻の子）の相続分と同じになったことに考慮し、被相続人と同居し面倒を見てきた者に相続権を与えて欲しいとの意見も出たが、民法の問題になることや養子縁組や遺言により財産を与えることは可能な為、現行の法律で配偶者及び一親等の血族以外の者の財産（相続財産）を取得した場合に加算される20%の加算額だけでも減額（免除）してほしい。

間接税関係

1. 消費税の確定申告書の提出期限

法人税の申告期限の延長特例を受けている法人については、消費税についても法人税の取扱いと同様にその申告期限の延長を認めるべきである。

2. 消費税の基準期間制度の廃止について

益税が発生しているのは良くない。個人事業開始2年間の消費税を取っているのに、免税になっている。資本金1,000万円以下の場合も同じである。簡易課税も基準期間制度で判断するので、益税になる場合もある。

3. 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出制度の廃止

課税売上高が1,000万円以下となった場合には、2年後の課税期間が免税であることは、税務署と納税者のいずれもが認識承知しているものなので提出の必要はないと思われる。

4. 住宅の取得に対し消費税を課さないこと（ゼロ税率）

住宅の取得は、一般の方にとって生涯に一度の高額資産の購入である。消費税の負担が多額である。また、住宅取得を促進するためにも消費税を課さないことが望まれる。海外ではそのようにしている国がほとんどである。

地方税関係

1. 法人事業税・法人住民税

- (1) 資本金1,000万円以上で3都道府県以上に事業所を有する法人の事業税については、所得金額別の標準税率が適用されず一律に9.6%の税率に改正されたが、この資本金基準を3,000万円に引き上げるべきである。
- (2) 法人住民税の均等割りについては、中小法人の大半が集中している資本金100万円超1億円以下の区分を細分化し、企業規模に応じた負担の適正化を図るべきである。

2. 法人事業税、法人住民税の申告納付の一元化

二以上の地方自治体に事務所または事業所を有する法人の法人事業税・住民税の申告納税は、本店所在地において一括して行うことができるようにすべきである。

3. 特別徴収の市町村県民税（個人住民税）

納入先市区町村が複数ある場合の市町村県民税の特別徴収については、特別徴収義務者の事務の簡素化を図るため、県が一括して納付させるように一本化するべき。

4. 滅失家屋の固定資産について

年の途中で滅失登記をした場合は、その固定資産税のうち滅失登記した月までの分を除き還付することが合理的だと思われる。自動車税と同じ取扱いにすべきである。

5. 福島復興のための税制措置について

福島県は、この度の原発事故において放射能汚染・風評被害・人的差別・交通インフラ復旧の遅延など多重の苦しみを強いられている。今なお放射能汚染により多くの人々が避難生活を余儀なくされ福島県民は不安を抱えながらの生活を将来にわたって続けていかなければならない。若い世代の県外流失や産業・農業などの風評被害など雇用面においても会社存続に関わる問題である。このような状況に置かれていることから、原発事故に関して受け取る義援金や見舞金、賠償金等は国税・地方税は全て非課税にすべきである。それが難しい場合は、圧縮記帳を認める特例を制定することを求める。また、東日本大震災発生以降に受け取った義援金や見舞金、賠償金等から送付された国税・地方税の還付を求める。

6. 福島県の税制特区を早急に実現すること

東日本大震災と原発事故により、福島県は長期的に見て大変厳しい経済環境が続くと予想さ

れる。税制において大規模な特区を創設して、あらゆる税法において抜本的な優遇制度を講ずることが必要不可欠である。

7. 復興特区法等の緩和

復興特区法40条の適用要件を緩和して中小企業が活用しやすいように改正する。復興特例法の適用を受けるためには、様々な要件をクリアしなければならないので、被災地の復旧・復興を迅速に達成するために特に全業種に適用されるなど適用要件の大幅な緩和が望まれる。

8. 放射能高濃度汚染水の早期処理搬出を促すために汚染水保管税を創設する

福島第一原発事故により発電所構内には大量の汚染水が仮置きされ続けている。これらの汚染水が漏れ出す危険性はきわめて高く、汚染水が流失する事態になれば福島県沿岸のみならず、汚染は広大な海域に及ぶことが危惧される。以前にも汚染水を放出したと発言した東京電力の体質を考えれば、事故を装った故意流失が懸念される。

9. 個人の住居用家屋については不動産取得税を非課税とする

不動産取得税が高額であり、個人の負担が大きい。借入金で消費税が支払われる。住宅ローン控除での救済でなく、非課税又は一括現金給付が必要と思われる。

その他

1. 自動車リサイクル預託金の損金算入

自動車リサイクル預託金は少額であり、その資産性は極めて乏しい。納税事務の効率性を考慮し、支払時の損金処理を認めるべきである。

2. 電話加入権の取得費用の損金算入

固定電話の市場価格は著しく低く、簿価は過大な資産計上となっている。したがって、電話加入権の取得費用の損金算入を認めるべきである。

3. 電子申告の24時間受付について

電子申告の普及拡大の為に、インターネット利用者の増加に伴い、一年中24時間申告を受け付けるべきである。

4. 郵送による税務関係書類の提出日は、発信日に統一

現在、納税申告書等は発信日扱いとなっている。しかし、一部の申請書、届出書は到着主義とされている。納税者に無用の混乱を招かないよう、郵送による提出日は、発信日に統一すべきである。

5. 地価税の廃止

現在停止しているが、必要がなくなれば廃止すべきである。同じような法律がもし必要になれば、新たに作るべきである。

6. 環境問題の税制上の対応

地球温暖化が問題となっており、その原因の二酸化炭素(CO₂)の削減が必要とされている。課税対象・税の使途・既存の諸説の関係など検討すべき時期にきている。

7. 酒税やガソリン税等の消費税二重課税の見直し

酒税やガソリン税など消費税と二重に課税されているものについて見直しを求める。

8. 適用区域及び集積業種の範囲の拡大

現在の適用区域及び集積業種の範囲は非常に限定されていて、ほとんどの企業はこの特例を適用できていないのが現状である。税額軽減に非常に大きな影響のあるこの制度が、結果として企業間において不公平を生じさせている。

9. 社会保障・税番号制度の導入に伴う事務負担の軽減について

社会保障・税番号制度の導入による企業への事務負担等を最小限に抑えるべきである。平成28年1月から運用開始の社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)は、本人確認の手続きが煩雑である。また、個人番号を含めた特定個人情報の管理等が、中小企業では到底対応しきれない事務負担である。これらを踏まえ、もっと制度の簡素化を図るべきである。

平成 29 年度税制改正要望事項（新規）

税目等	法令通達等区分	要 望 事 項	理 由
法人税		不動産評価損の損金算入	法人税でそれらの評価損は損金不算入とされているが、地価高騰時の取得したものは、現在では時価が大幅に低下した実態と乖離しているため。
〃		中小法人課税の適用範囲の見直し	中小企業の定義として、中小企業基本法では資本金基準が「3億円以下（製造業）」に引き上げられたが、法人税法上では依然として「1億円以下」のままであり、各種優遇措置の適用を受けられない中小企業があるため、定義の見直しを行うべきである。
法人税 所得税	措法 42条の12の4等 (雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)	適用期間を平成35年3月31日までの事業年度に延長する	実務において、活用頻度の高い特例であり、個人所得に寄与するため継続すべきである。
所得税		要介護認定を受けていれば、市町村からの（障害者控除対象者認定書）の交付がなくても、障害者控除が受けられるようにすること。	障害者控除対象者認定書の交付については、市町村によって取扱いに差があり、同じ要介護認定でも交付する市町村と交付しない市町村がある。また、この認定書の交付のための行政コストもかかることから、要介護度が一定以上の認定者に対しては、認定書を要件とせずに障害者控除の適用を受けられるようにすべきである。
〃		不動産所得における事業的規模の違いによるの資産損失の取扱いの相違を是正すべきである。	不動産所得の計算において、資産損失は事業的規模の場合はその全額を必要経費の算入できるが、非事業的規模の場合は不動産所得の金額が必要経費に算入の限度となる。貸倒損失は、事業的規模の場合は回収不能となった年分の必要経費となるが、非事業的規模の場合は収入計上した年分に遡って所得計算をやり直すというように、取扱いが異なる。しかし、非事業的規模の納税者においても、継続して不動産賃貸により収入を得ていることには変わりがなく、取扱いが異なる。しかし、非事業的規模の納税者においても、継続して不動産賃貸により収入を得ていることには変わりがなく、取扱いが異なるのは税負担の公平性の観点からしても不合理である。よって同じ取扱いにするべき。
〃		青色事業専従者の要件緩和	青色申告制度は、適正な記帳と書類の保存を前提として認められるものである。適正な記帳がなされている限り、青色事業専従者の給与は、その記帳を前提とした青色申告決算書の記載により把握できる。したがって、青色事業専従者給与に関する形式的要件のうち、従事期間要件は廃止すべきである。

税目等	法令通達等区分	要望事項	理由
所得税		扶養控除「生計を一にする」の要件の拡充を求める	別居を常況としていても、老親の居宅の維持修繕、食事洗濯等の家事など様々な支援により、生計を維持しているケースも多い。金銭のみならず、労務の提供も扶養控除の判定要件として追加すべきである。
相続税		介護・看護控除の新設	被相続人の介護・看護により相続人に特別な寄与分が認められた場合、介護・看護の期間は、相続人の所得獲得機会が喪失している。寄与分の相続財産を取得しても担税力が弱いため、税額控除の方法により救済する。
相続税 贈与税	財産評価基本通達 179	同族会社の株式の評価方法を変えるべきである。	数年前に納税猶予の規定が創設されたが、まだまだ手続きが煩雑えほとんど利用されていない。換金性がない同族会社の株式の評価方法そのものを抜本的に改正すべきである。
消費税		電子申告の場合の申告のお知らせ（メッセージボックス）の内の重要なお知らせのところで、消費税及び地方消費税に関する事項について簡易課税制度選択届出書の提出状況に免税事業者については、簡易課税の選択届出書が出ているにも関わらず、記載がないので、免税事業者であろうと、この届出書が出ている場合には、記載をお願いしたい。	設備投資等で、あえて課税事業者を選択する場合に、課税事業者選択届出書を提出し、以前、簡易課税選択届出書の提出があることが、このメッセージボックスで確認がとれれば、この場合、簡易課税選択不適用届出書をも提出でき、この届出書提出の失念を防げるので、この記載を要望したい。
〃		内税方式を廃止し、外税方式に一本化すること。	今後の消費税アップを考えると、内税方式での対応には限界があると思われる。仮に複数税率が導入された場合は、混乱を招くことも予想される。また、店頭表示も以前のように税抜き表示にした方が、消費者にとって消費税の負担が明確になるのではないかと。
〃	消費税法 第2条1項14号 第9.19.27条	消費税の諸届出等、簡易課税の選択等を簡素化すること。 （イ）免税点を超えれば課税、以下であれば納税義務が生じないという簡易で理解しやすい制度にすべきである。 （ロ）本則課税、簡易課税の選択は当該課税期間内申告時の選択方式とすべきである。	突発的な事由により臨時的な出費を強いられる場合（漁船のエンジン交換など）還付を受けることができないなど不公平である。
消費税		消費税の概算納付制度	消費税預り金の概算納付制度を認めるべき。
〃		小規模事業者の申告不要制度の創設	前々年・前々事業年度を基準期間として消費税の納税義務を決める制度は、課税

税目等	法令通達等区分	要望事項	理由
間接税		適格請求等（インボイス）制度の廃止	期間の課税売上高の大小が反映されず不合理である。全ての事業者を課税事業者とし、代わりに課税期間の売上高が1千万円以下なら申告不要とする制度を設けるべきである。 平成33年4月から導入が決定した適格請求書等（インボイス）制度は、事業者の事務負担が過重になる。また、免税事業者の取引上の不利益が想定されるため。
地方税		自動車取得税の廃止	自動車取得税は、購入時に消費税とともに課税され、二十課税の状態にある。消費税の増税に伴い消費者の負担が過重になると思われる。
その他		質疑応答事例の速やかな開示	国税庁の質疑応答事例は、具体的な事例で有用であるので開示をもっと早くしてほしい。
少子化対策		少子化対策としての生活環境の整備・負担軽減策	今般、アベノミクスの手段の一つとして、少子化対策が上げられているが、最も出費の多くなる大学生の親に対しては給付型の奨学金があるのみである。これではなかなか多くの子供を持つという親は増えないのではないか。そこで同居不可能な高校生及び大学生の家賃等を補助する制度があれば良いと考える。 (例：寄宿舍などハード面の整備)

平成29年度税制改正に関するアンケート（税制委員・役員版）

（平成28年3～4月実施）

平成28年度税制改正では、法人実効税率の引き下げなどの法人税改革等が行われるとともに、消費税の軽減税率制度が導入されることとなりました。また、少子化対策や地方創生の推進等に向けた税制措置が講じられました。（「平成28年税制改正大綱」より）

こうした状況を踏まえ、税制改正に関する提言の取りまとめの際の検討の一助として会員の意向を把握するためにアンケートを実施いたしました。

問1 法人税／法人実効税率

平成28年度改正では、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という考えの下、昨年度の法人税改革に引き続き、法人実効税率（現行32.11%）が平成28年度は29.97%（▲2.14%）、30年度は29.74%（▲2.37）に引き上げられます（資本金1億円超の企業の場合の計算）。法人会では法人実効税率20%台の早期実現を求めておりましたが、今般の改正で実現します。今後の法人実効税率のあり方についてどう考えますか。

①法人実効税率のさらなる引き下げを求める

②法人実効税率のさらなる引き下げは当面必要ない

③わからない

④その他

		①	②	③	④	合計
全法連	回答数	6,736	2,996	1,212	185	11,129
	占率	60.5%	26.9%	10.9%	1.7%	100%
県連	回答数	237	125	55	5	422
	占率	56.2%	29.6%	13.0%	1.2%	100%

問2 法人税／中小法人課税

資本金1億円以下の中小法人の中には、多額の所得があり担税力や財務状況が脆弱とは認められない法人があります。与党税制調査会では、このような法人が中小法人向けの優遇税制を適用していることへの妥当性について検討することとしています。現在、法人の規模や活動実態等を適格に表すため、「資本金」と「資本金以外の別の指標（例：従業員数、業種、

売上金額等)」を組み合わせで判断することも考えられていますが、中小法人課税の適用範囲を見直すことについてどのように考えますか。

- ①現行どおり「資本金1億円以下」を基準とすべきである
 ②「資本金」で判断するが、「1億円」の基準を引き下げるべきである。
 ③「資本金」と「資本金以外の指標（例：従業員数、業種、売上金額等）」を組みあわせて判断すべきである ④わからない ⑤その他

		①	②	③	④	⑤	合計
全法連	回答数	3,274	1,233	5,639	906	82	11,134
	占率	29.4%	11.1%	50.6%	8.1%	0.7%	100%
県連	回答数	120	46	211	40	6	423
	占率	28.4%	10.9%	49.9%	9.5%	1.4%	100%

問3 法人税/地方創生

平成28年度改正では、地方公共団体が行う、地方創生を推進する上で効果の高い一定の事業に対して企業が寄附を行う場合、現行の損金算入措置（約3割の負担軽減）に加えて、法人事業税・法人住民税及び法人税が軽減される税額控除（企業版ふるさと納税）が創設されます。あなたの会社では、「企業版ふるさと納税」についてどう対応しますか。

- ①寄附をする予定である ②寄附をするか検討したい ③寄附はしない予定である
 ④わからない ⑤その他

		①	②	③	④	⑤	合計
全法連	回答数	379	3,911	4,043	2,602	195	11,130
	占率	3.4%	35.1%	36.3%	23.4%	1.8%	100%
県連	回答数	19	156	155	88	5	423
	占率	4.5%	36.9%	36.6%	20.8%	1.2%	100%

問4 消費税/償却資産税

平成28年度改正では、中小企業者が一定の機械及び装置（取得価額が160万円以上）を取得した場合、固定資産税（償却資産税）の課税標準を最初の3年間は価格の2分の1に軽減する措置が創設されます。地域の中小企業による設備投資の促進を図ることを目的としていますが、あなたの会社では、本年度についてどう対応しますか。

- ①本制度が創設されたことも踏まえ、設備投資をする予定である
 ②本制度が創設されたことも踏まえ、設備投資を検討したい
 ③設備投資はしない予定である ④わからない ⑤その他

		①	②	③	④	⑤	合計
全法連	回答数	945	3,984	4,230	1,405	574	11,138
	占率	8.5%	35.8%	38.0%	12.6%	5.2%	100%
県連	回答数	40	158	153	51	23	425
	占率	9.4%	37.2%	36.0%	12.0%	5.4%	100%

問5 法人税/軽減税率制度

消費税引上げに伴う低所得者対策として、平成29年4月から軽減税率制度が導入されることとなりました。軽減税率は8%で、対象品目は「酒類及び外食を除く飲食料品」及び定期購買契約が締結された週2回以上発行される「新聞」となっています。事業者の立場から、軽減税率が導入されることについてどのように考えますか。

- ①導入は望ましい ②導入はやむを得ない ③導入は望ましくない ④わからない
 ⑤その他

		①	②	③	④	⑤	合計
全法連	回答数	2,237	3,348	4,750	595	201	11,131
	占率	20.1%	30.1%	42.7%	5.3%	1.8%	100%
県連	回答数	106	129	159	22	8	424
	占率	25.0%	30.4%	37.5%	5.2%	1.9%	100%

問6 消費税/事務負担

軽減税率が導入されるに際し、事業者の立場で懸念される点を、以下より選んで（複数可）下さい。

- ①レジスターなど新たな設備投資 ②ソフトウェアの変更や新規購入
 ③事務負担の増加による人件費の負担増 ④軽減税率についての社員教育
 ⑤煩雑な経理処理 ⑥適正な価格表示 ⑦特に問題はない ⑧その他

		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	合計
全法連	回答数	2,761	5,157	3,681	2,761	6,820	2,403	1,990	372	25,945
	占率	10.6%	19.9%	14.2%	10.6%	26.3%	9.3%	7.7%	1.4%	100%
県連	回答数	97	192	142	109	253	91	81	16	981
	占率	9.9%	19.6%	14.5%	11.1%	25.8%	9.3%	8.3%	1.6%	100%

問7 消費税／価格転嫁

平成29年4月より消費税率が10%に引き上げられます（軽減税率適用対象品目は8%）が、あなたの会社の価格転嫁の見込みについてお伺いします。

- ①全額転嫁できる ②大部分は転嫁できる ③半額程度は転嫁できる
④一部しか転嫁できない ⑤全く転嫁できない ⑥その他

		①	②	③	④	⑤	⑥	合計
全法連	回答数	4,299	3,690	664	1,081	791	553	11,078
	占率	38.8%	33.3%	6.0%	9.8%	7.1%	5.0%	100%
県連	回答数	194	139	20	31	24	16	424
	占率	45.8%	32.8%	4.7%	7.3%	5.7%	3.8%	100%

問8 事業承継税制／事業承継①

あなたの会社を事業承継するに当たって、どのような形態を考えているか、お聞かせ下さい。

- ①子に事業承継する ②子以外の親族に事業承継する ③親族外に事業承継する
④事業を売却する ⑤事業承継はせず廃業する ⑥まだ考えていない ⑦その他

		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	合計
全法連	回答数	5,039	603	1,028	220	567	2,625	973	11,055
	占率	45.6%	5.5%	9.3%	2.0%	5.1%	23.7%	8.8%	100%
県連	回答数	158	23	55	8	24	107	49	424
	占率	37.3%	5.4%	13.0%	1.9%	5.7%	25.2%	11.6%	100%

問9 事業承継税制／事業承継②

あなたの会社を事業承継するに当たって、事業承継税制についてどのように考えますか。

- ①これまでの改正で十分であり、当面は利用状況等を注視すべきである
②生前贈与制度の更なる拡充や納税猶予制度のさらなる改善を求めるべきである
③欧州主要国のように事業用資産を他の一般資産を切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは控除する制度の創設を求めるべきである ④わからない ⑤その他

		①	②	③	④	⑤	合計
全法連	回答数	734	3,235	4,415	2,025	651	11,060
	占率	6.6%	29.2%	39.9%	18.3%	5.9%	100%
県連	回答数	25	125	157	86	24	417
	占率	6.0%	30.0%	37.6%	20.6%	5.8%	100%

問10 所得税／配偶者控除

政府は、所得税改革のなかで配偶者控除の見直しを議論しています。配偶者控除は、働き方や家族のあり方、社会・経済の構造的な変化を踏まえて多角的な議論が必要とされていますが、現行の配偶者控除についてどのように考えますか。

- ①配偶者控除は存続すべきである ②配偶者控除は廃止を含め、見直すべきである
③わからない ④その他

		①	②	③	④	合計
全法連	回答数	7,285	2,847	838	124	11,094
	占率	65.7%	25.7%	7.6%	1.1%	100%
県連	回答数	288	98	32	5	423
	占率	68.1%	23.2%	7.6%	1.2%	100%

問11 地方税／固定資産税

地方の自主財源として大きなウェイトを占める固定資産税は、その税収が景気に左右されないことから地方税に適していると言われます。その一方で、負担感の高まりなどから抜本的な見直しが必要との意見があります。固定資産税についてどう考えますか。

- ①地方の基幹税として課税強化を図るべきである ②現状程度の負担でよいと思う
③負担感が重く、軽減の方向で見直すべきである。④わからない ⑤その他

		①	②	③	④	⑤	合計
全法連	回答数	377	3,838	6,277	496	133	11,121
	占率	3.4%	34.5%	56.4%	4.5%	1.2%	100%
県連	回答数	13	162	224	20	6	425
	占率	3.1%	38.1%	52.7%	4.7%	1.4%	100%

問12 地方の行財政改革

行財政改革を推進するためには、国ばかりではなく地方地方においても自立、自助の体質構築が求められます。特優先すべき検討課題を以下より2つ以内で選んで下さい。

- ①国と地方の役割分担の明確化と地方への権限移譲 ②地方税財源の充実

- ③道州制の検討など広域行政による効率化
- ④さらなる市町村合併の推進による基礎自治体の拡充
- ⑤地方議会のスリム化と納税者視点に立ったチェック機能の確立
- ⑥地方公務員給与の適正化など行政のスリム化 ⑦その他

		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	合計
全法連	回答数	4,727	2,285	1,744	1,108	4,899	4,974	198	19,935
	占率	23.7%	11.5%	8.7%	5.6%	24.6%	25.0%	1.0%	100%
県連	回答数	195	87	56	46	169	193	10	756
	占率	25.8%	11.5%	7.4%	6.1%	22.4%	25.5%	1.3%	100%

問13 社会保障制度

少子高齢化により増大する社会保障費を抑制するためには、負担と給付のあり方を見直す必要があります。今後の社会保障の給付と負担のバランスについてどう考えますか。

- ①給付水準を大幅に引き下げ、負担も減らす
- ②給付水準をある程度下げて、現行の負担を減らす
- ③現行の給付水準を保つため、ある程度の負担の増加はやむを得ない
- ④給付水準をさらに拡充させ、大幅な負担の増加もやむを得ない
- ⑤わからない ⑥その他

		①	②	③	④	⑤	⑥	合計
全法連	回答数	1,357	4,220	3,839	405	712	502	11,035
	占率	12.3%	38.2%	34.8%	3.7%	6.5%	4.5%	100%
県連	回答数	35	136	171	20	34	24	420
	占率	8.3%	32.4%	40.7%	4.8%	8.1%	5.7%	100%

平成29年度税制改正に関するアンケート（簡易版）

（平成28年3月～4月実施）

問1 法人税／法人実効税率

平成28年度改正では、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という考えの下、昨年度の法人税改革に引き続き、法人実効税率（現行32.11%）が平成28年度は29.97%（▲2.14%）、30年度は29.74%（▲2.37%）引き下げられます（資本金1億円超の企業の場合の計算）。法人会では法人実効税率20%台の早期実現を求めておりましたが、今般の改正で実現します。今後の法人実効税率のあり方についてどう考えますか。

- ①法人実効税率のさらなる引き下げを求める
- ②法人実効税率のさらなる引き下げは当面必要ない ③わからない ④その他

		①	②	③	④	合計
全法連	回答数	4,019	1,577	1,295	153	7,044
	占率	57.0%	22.4%	18.4%	2.2%	100%
県連	回答数	21	9	6	1	37
	占率	56.8%	24.3%	16.2%	2.7%	100%

問2 法人税／中小法人課税

資本金1億円以下の中小法人の中には、多額の所得があり担税力や財務状況が脆弱とは認められない法人があります。与党税制調査会では、このような法人が中小法人向けに優遇税制を適用していることへの妥当性について検討することとしています。現在、法人の規模や活動実態等を適格に表すため、「資本金」と「資本金以外の別の指標（例：従業員数、業種、売上金額等）」を組み合わせて判断することも考えられていますが、中小法人課税の適用範囲を見直すことについてどのように考えますか。

- ①現行どおり「資本金1億円以下」を基準とすべきである
- ②「資本金」で判断するが、「1億円」の基準を引き下げるべきである
- ③「資本金」と「資本金以外の別の指標（例：従業員数、業種、売上金額等）」を組み合わせるべきである
- ④わからない ⑤その他

		①	②	③	④	⑤	合計
全法連	回答数	1,678	848	3,438	989	81	7,034
	占率	23.9%	12.1%	48.9%	14.1%	1.2%	100%
県連	回答数	5	8	19	5	0	37
	占率	13.5%	21.6%	51.4%	13.5%	0.0%	100%

問3 消費税／軽減税率制度

消費税引上げに伴う低所得者対策として、平成29年4月から軽減税率制度が導入されることとなりました。軽減税率は8%で、対象品目は「酒類及び外食を除く飲食料品」及び定期購買契約が締結された週2回以上発行される「新聞」となっています。事業者の立場から、軽減税率制度が導入されることについてどのように考えますか。

- ①導入は望ましい ②導入はやむを得ない ③導入は望ましくない ④わからない
⑤その他

		①	②	③	④	⑤	合計
全法連	回答数	1,736	1,987	2,583	555	164	7,025
	占率	24.7%	28.3%	36.8%	7.9%	2.3%	100%
県連	回答数	7	12	15	3	0	37
	占率	18.9%	32.4%	40.5%	8.1%	0	100%

問4 消費税／事務負担

軽減税率が導入されるに際し、事業者の立場で懸念される点を、以下より選んで（複数可）下さい。

- ①レジスターなどあらたな設備投資 ②ソフトウェアの変更や新規購入
③事務負担の増加による人件費の負担増 ④軽減税率についての社員教育
⑤煩雑な経理処理 ⑥適正な価格表示 ⑦特に問題はない ⑧その他

		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	合計
全法連	回答数	1,604	2,828	2,146	1,545	3,945	1,539	1,439	346	15,392
	占率	10.4%	18.4%	14.0%	10.0%	25.6%	10.0%	9.3%	2.3%	100%
県連	回答数	9	18	13	9	27	11	6	0	93
	占率	9.7%	19.4%	14.0%	9.7%	29.0%	11.8%	6.5%	0%	100%

問5 消費税／価格転嫁

平成29年4月より消費税率が10%引き上げられます（軽減税率適用対象品目は8%）が、あなたの会社の価格転嫁の見込みについてお伺いします。

- ①全額転嫁できる ②大部分は転嫁できる ③半額程度は転嫁できる
④一部しか転嫁できない ⑤全く転嫁できない ⑥その他
②給付水準をある程度下げて、現行の負担を維持する

		①	②	③	④	⑤	⑥	合計
全法連	回答数	2,550	2,041	372	754	744	519	6,980
	占率	36.5%	29.2%	5.3%	10.8%	10.7%	7.5%	100%
県連	回答数	18	12	3	1	2	1	37
	占率	48.6%	32.4%	8.1%	2.7%	5.4%	2.7%	100%

継続事業2

地域企業の健全な発展に資し、地域社会への貢献並びに法人会が行う税を巡る諸環境並びに地域の経済社会環境の整備改善等の各種事業を支援する事業

①行事

件名	日時	場所	出席者	議題・内容等
[講演会] 第24回会員研修会 「会津大会」	28.10.14 (金)	会津若松市 会津ワシントンホテル	来賓 24名 一般 42名 会員 124名	演題：「笑門来福」 講師：落語家 三遊亭兼好氏
第1回 広報・研修合同 委員会	29. 3.10 (金)	福島市 ウエディングエルティ	20名	<広報委員会> (1)全法連・広報委員会の状況について (2)28年度広報関係実績について (3)29年度広報関係事業計画(案)について (4)県法連ニュース台割について <研修委員会> (1)全法連・事業研修委員会に状況について (2)29年度研修関係事業計画(案)について

②単位会への補助金事業の実施

平成28年8月31日(水)実施

③インターネットセミナー（28.4～29.3）

※上段…アクセス数 ※中段…一般の件数 ※下段…会員の件数

	福島	二本松	郡山	南会津	会津若松	会津喜多方	白河	いわき	相双	合計
4	1,371	622	579	287	989	709	761	853	78	6,249
	14	1	8	2	5	2	9	8	1	50
	133	89	82	42	97	102	76	105	10	736
5	1,298	667	1,049	415	580	740	586	814	157	6,306
	1	1	3	1	5	5	3	3	3	25
	102	79	88	49	86	67	73	80	22	646
6	899	367	631	278	562	521	462	760	160	4,640
	9	5	6	4	5	7	3	5	1	45
	107	56	77	46	58	64	69	92	31	600
7	550	835	799	239	488	835	550	482	96	4,874
	3	5	5	1	3	5	3	6	1	32
	78	99	90	34	79	99	78	77	16	650
8	1,136	505	576	531	525	530	608	743	115	5,269
	11	4	6	2	4	6	5	4	1	43
	115	50	68	34	42	77	46	74	21	527
9	1,213	620	652	471	656	799	550	728	115	5,804
	13	7	7	3	7	4	1	6	2	50
	118	55	84	54	64	84	64	82	18	623
10	1,321	752	687	566	545	1004	595	782	230	6,482
	11	5	12	5	13	9	6	3	4	68
	143	70	77	62	47	115	59	90	27	690
11	1,320	930	900	622	563	997	660	689	295	46,600
	7	5	5	6	4	2	0	1	2	345
	121	79	85	63	54	94	78	79	34	5,159
12	1,152	671	606	624	604	907	559	812	294	6,229
	8	5	3	5	2	2	2	2	2	31
	91	68	67	38	53	90	68	61	21	557
1	1,316	673	788	644	649	752	731	656	251	6,460
	2	1	2	2	2	3	5	6	1	24
	140	77	86	57	73	96	61	74	24	688
2	1,483	793	963	725	771	679	820	873	160	7,267
	5	8	6	7	7	2	6	5	1	47
	153	87	97	69	73	76	93	82	29	759
3	1,501	940	894	691	793	862	802	640	297	7,420
	13	5	2	6	7	8	4	0	2	47
	142	77	94	56	75	78	74	77	33	706
計	14,560	8,375	9,124	6,093	7,725	9,335	9,684	8,832	2,248	73,976
	97	52	65	44	64	55	47	49	21	494
	1,443	886	995	604	801	1,042	839	973	286	7,869

継続事業3

法人会の充実発展に資する事業

件名	日時	場所	出席者	議題等
第1回 事務局研修会	28.12.19 (月)	福島市 コラッセふくしま	19名	P C A会計と助成金申請について 講師：山田全法連財務部部長

収益事業

1. 貸倒保証制度事業（平成28年4月～29.3月入金分）県内12社 契約保険料 3,634,480円
2. 大蔵財務協会・年末調整の手引販売 県内101冊

共益事業

①法人会会員の福利厚生の上昇及び交流、情報交換等に資することを目的とする事業

件名	日時	場所	出席者	議題等
第1回 組織・厚生合同 委員会	28.9.2 (水)	郡山市 郡山ビューホテル アネックス	30名	<組織委員会> (1)全法連組織委員会(28.8.3)の報告 (2)平成28年6月末現在の県内組織の現況 について (3)今後の会員拡大について

件名	日時	場所	出席者	議題等
				<厚生委員会> (1)全法連厚生委員会(28.7.6)の報告 (2)平成28年度各福利厚生制度の進捗状況について (3)今後の推進拡大策について
新年賀詞交歓会	29. 1. 27 (金)	福島市 ザ・セレクトン福島	25名	慶弔規程に基づく記念品贈呈 ○28年度納税表彰出席受章者 仙台国税局長表彰 須藤良一理事
第2回 組織・厚生合同 委員会	29. 2. 9 (木)	石川町 母畑温泉 「八幡屋」	42名	<組織委員会> (1)平成28年12月末現在の県内組織の現況について (2)29年度組織関係事業計画(案)について (3)各単体会の組織関係計画等について(発表) <厚生委員会> (1)全法連・厚生事業等の現況について (2)福島県連福利厚生制度の現況について (福利厚生制度3年10億円増収計画を含む) (3)MSK貸倒保証制度の現況について (4)今後の推進拡大策について

福利厚生事業（法人会福利厚生制度推進加入状況）

(1)平成28年度大型総合保障制度推進状況
(大同生命保険・AIU損害保険)

(平成29年3月31日現在)

会員加入率20%（全法連目標20%）

役員加入率70%

項目 単体会名	29年3月31日現在 会員数(社)	加入法人数 (社)	加入率 (%)	役員企業数〔()内 は、加入不可能企業数〕	加入算出用 企業数(社)	役員加入企業数 (社)	加入率 (%)
福島	2,767	683	24.7	69(2)	67	49	73.1
二本松	783	159	20.3	37(1)	36	27	75.0
郡山	3,194	582	18.2	72(6)	66	47	71.2
須賀川	906	184	20.3	41(5)	36	22	61.1
南会津	267	98	36.7	29(2)	27	21	77.8
会津若松	999	198	19.8	46(4)	42	21	50.0
会津喜多方	440	104	23.6	28(5)	23	23	100.0
白河	854	194	22.7	38(3)	35	22	62.9
いわき	2,888	535	18.5	60(4)	56	45	80.4
相双	1,309	395	30.2	54(2)	52	42	80.8
合計	14,407	3,132	21.7	474(34)	440	319	72.5

『加入不可能企業』… 個人税理士・農協・商工会議所・商工会・医師会・大同生命

県連新規加入企業推進実績

項目 単体会名	新規企業		
	目標(社)	実績(社)	達成率(%)
福島	22	21	95.5
二本松	7	3	42.9
郡山	22	29	131.8
須賀川	9	8	88.9
南会津	4	2	50.0
会津若松	10	3	30.0
会津喜多方	8	4	50.0
白河	11	9	81.8
いわき	22	13	59.1
相双	13	16	123.1
県連	128	108	84.4

(2)平成28年度ビジネスガード推進状況 (A I U損害保険)

◎加入実績

(平成28年4月～平成29年3月)

項目 単位会名	新規加入法人数		
	目標(社)	実績(社)	加入率(%)
福島	25	17	68.0
二本松	4	9	225.0
郡山	73	88	120.5
須賀川	6	37	616.7
南会津	2	0	0
会津若松	5	6	120.0
会津喜多方	3	0	0
白河	20	13	65.0
いわき	19	15	78.9
相双	14	18	128.6
県連	171	203	118.7

(3)平成28年度がん保険制度推進状況 (アメリカンファミリー生命保険)

◎加入実績

(平成28年4月～平成29年3月)

項目 単位会名	会員数	加入会員数	加入率
	29.3.31(社)	(社)	(%)
福島	2,767	411	14.9
二本松	783	106	13.5
郡山	3,194	371	11.6
須賀川	906	138	15.2
南会津	267	38	14.2
会津若松	999	167	16.7
会津喜多方	440	57	13.0
白河	854	150	17.6
いわき	2,888	386	13.4
相双	1,309	162	12.4
県連	14,407	1,986	13.8

(4) 主たる保険の加入数・加入件数・保障額(大同生命保険)

イ. 経営者大型総合保障制度の加入状況 (平成29年3月末現在)

会員企業	14,407 社	新規企業加入目標	128 社
加入企業数	3,132 社	実績	108 社
加入率	21.7 %	達成率	84.3 %
加入件数	9,385 人		
保障額	2,423億2,800万円		

ロ. 終身保障プラン

加入件数	90 件
保障額	1億100万円

ハ. 年金共済制度 (生命保険型)

・経営者年金コース

加入企業数	175 社
加入件数	234 件
加入口数	536 口

・税制適格コース

加入件数	37 件
加入口数	90 口

ニ. がん保険の加入状況

・平成29年3月末現在加入状況 (昭和58年よりの累計)

加入企業数	1,986 社
加入件数	7,291 件
給付実績額	59億9,266 万円

・平成28年4月～平成29年3月末新契約状況

新規加入企業数	58社
新規加入件数	29件

ホ. ビジネスガードの加入状況（平成28年3月末現在）

契約企業数	1,042社
加入件数	1,440件

[管理関係]

組 織

1. 会員数 14,407社（平成29年3月末現在）

単位会名	稼働法人数(社)	会員数(社)
福島	7,043	2,767
二本松	1,465	783
郡山	9,638	3,194
須賀川	2,334	906
南会津	467	267
会津若松	3,470	999
会津喜多方	910	440
白河	1,740	854
いわき	7,402	2,888
相双	3,510	1,309
県連	37,979	14,407

2. 役員数 32名
 ◎会長 1名 副会長 9名
 専務理事 1名
 理事 21名
 ◎監事 3名

3. 委員会

委員会名	委員長	副委員長	委員数
総務委員会	牧野 富雄（白河）	齋藤 高紀（福島） 赤塚 英夫（郡山）	10名
組織委員会	加藤 敏彦（須賀川）	樋口 郁雄（福島）	10名
税制委員会	吉川 昭（福島）	猪狩 堅一（いわき） 堀江 正喜（郡山） 遠藤 久（会津若松）	10名
広報委員会	唐橋幸市郎（会津喜多方）	高橋 道信（福島）	10名
厚生委員会	伊野 勝彦（郡山）	三室 啓記（いわき）	10名
研修委員会	渡邊 泰夫（会津若松）	熊田 耕治（郡山）	10名

4. 上部団体関係役員

◎全法連

理事 猪狩 正明（会長・いわき法人会）
 委員（総務） 牧野 富雄（副会長・白河法人会）
 “（組織） 加藤 敏彦（副会長・須賀川法人会）
 “（税制） 吉川 昭（副会長・福島法人会）
 “（広報） 唐橋 幸市郎（副会長・会津喜多方法人会）
 “（厚生） 伊野 勝彦（副会長・郡山法人会）
 “（事業研修） 渡邊 泰夫（副会長・会津若松法人会）

◎東北六県連

理事（副会長） 猪狩 正明（会長・いわき法人会）
 理事 吉川 昭（副会長・福島法人会）
 “ 伊野 勝彦（副会長・郡山法人会）

5. 福島県法人会連合会青年部会連絡協議会（29年3月末現在）

法人会名	設立日	部会長名	法人名	役職	会員数
連絡協議会	H 3. 4. 10	石井 敏也	㈱石覚組	代表取締役	10会
福島	S62. 7. 6	多田 憲司	共進(株)	代表取締役社長	123名

法人会名	設立日	部会長名	法人名	役職	会員数
二本松	H 4. 11. 25	高橋 信	福島ユニフォーム(株)	代表取締役	48名
郡山	H 2. 6. 11	幕田 宙晃	(株) 共立建築設計事務所	専務取締役	63名
須賀川	H 4. 1. 22	瀬谷 浩宣	(有) 末広	専務取締役	62名
南会津	H 5. 1. 22	細井 信浩	国権酒造(株)	代表取締役	30名
会津若松	H 5. 3. 8	内川 将克	(有) 内川水道工業	専務取締役	38名
会津喜多方	H 4. 8. 26	津田 栄光	(有) オートデータバンク	代表取締役	26名
白河	H 3. 8. 1	金内 貴弘	ケンサーチ(株)	代表取締役	33名
いわき	H 2. 10. 2	管野 寿範	(株) メディアいわき電設	代表取締役	54名
相双	S62. 6. 8	朝田 英洋	朝田木材産業(株)	専務取締役	42名

6. 福島県法人会連合会女性部会連絡協議会 (29年3月末現在)

法人会名	設立日	部会長名	法人名	役職	会員数
連絡協議会	H10. 6. 4	藤田 昭子	八溝マテリアル(株)	取締役会長	9会
福島	H 2. 8. 24	手塚 佳子	(株) ウエディングエルティ	専務取締役	62名
二本松	H 4. 11. 25	菅野 君子	菅野建設工業(株)	取締役	42名
郡山	H 8. 10. 18	阿部 尋子	(有) 雲龍堂	代表取締役	58名
須賀川	H 9. 3. 28	矢内 洋子	(有) 北町亀屋	取締役	90名
南会津	H 6. 12. 1	渡部 勝子	フジヤマ商事(株)	監事	24名
会津若松	H18. 5. 25	小野 春恵	(有) 小野屋造花店	取締役	36名
白河	H 4. 6. 16	藤田 昭子	八溝マテリアル(株)	取締役会長	45名
いわき	H 9. 10. 17	日高 肇子	(有) 山栄堂	取締役	75名
相双	H 7. 11. 17	番場 三和子	(有) 番場産業	取締役	37名

7. 事務局

専務理事 丹 治 幹 雄
 事務局長 土 屋 光 史
 事務局次長 澁 谷 心 一 郎

表彰・受賞関係

1. 表彰

(1) 公益財団法人全国法人会総連合功労者表彰規程による表彰

[平成28年6月21日(火)・ザ・セレクトン福島]

○ 県連役員表彰 (表彰規程第3条第1項第1号)
 新谷 正春 (公社) 会津喜多方法人会

○ 単体会役員表彰 (表彰規程第3条第1項第1号)
 日下部 勉 ・ 川津 博 彰 (公社) 福島法人会
 渡辺 正孝 ・ 根本 弘 (公社) 二本松法人会
 渡辺 雄一 ・ 若松 信一 (公社) 郡山法人会
 佐久間 信壽 ・ 須賀川 信 (公社) 須賀川法人会
 山本 真一 ・ 富樫 幸司 (公社) 会津若松法人会
 遠藤 真祐 ・ 蓮沼 超男 (公社) 会津喜多方法人会
 中上 治徹 ・ 阿部 明夫 (公社) 白河法人会
 蛭田 房子 ・ 菊地 逸夫 (公社) いわき法人会
 八巻 正隆 ・ 菊地 逸夫 (公社) 相双法人会

(2) 一般社団法人福島県法人会連合会表彰規程による表彰

[平成28年6月21日(火)・ザ・セレクトン福島]

○ 会員増強に尽力された功績 (表彰規程第4条第1号)
 樋口 郁雄 ・ 吉川 昭 (公社) 福島法人会
 紺野 正雄 (公社) 郡山法人会
 有馬 賢一 (公社) 須賀川法人会
 加藤 敏彦 (公社) 会津若松法人会
 星 幹夫

○ 単体会役員として会活動に寄与された功績 (表彰規程第3条)
 伊藤 信弘 ・ 三浦 康伸 (公社) 福島法人会
 春日 日賢 (公社) 二本松法人会
 山根 純一 ・ 瀬戸 睦男 (公社) 郡山法人会
 根降 本誠治郎美 ・ 平新 泉肇 (公社) 郡山法人会

坪井 達男 ・ 矢部 豊 (公社) 郡山 法人会
 小川 則信 雄彦 ・ 高橋 孝光 (公社) 須賀川 法人会
 大遠 平藤 明義 良廣 ・ 孝光 (公社) いわき 法人会
 遠藤 義 廣 (公社) 相双 法人会

(3) 一般社団法人福島県法人会連合会福利厚生制度推進表彰
 [平成28年6月21日(火)・ザ・セレクトン福島]

○経営者大型総合保障制度推進表彰
 《法人会の部》

*新契約保障金額の部

(公社) 福島法人会 ・ (公社) いわき法人会 ・ (公社) 会津喜多方法人会
 (公社) 南会津法人会 ・ (公社) 相双法人会 ・ (公社) 白河法人会

*紹介企業の部

(公社) 会津喜多方法人会

《会員の部》

<金賞>

本新管猪 田谷野狩 紘正寿正 一春範明 ・ 石井敏也 (公社) 郡山法人会
 野野善一 (公社) 会津喜多方法人会
 野野善一 (公社) いわき法人会

<銅賞>

野野善一 (公社) 福島法人会

《受託会社職員の部(大同生命)》

<金賞>

村大 小安 村愛 (大同生命) 誠一郎 (福島営業所) ・ 高野恭子 (福島営業所)

<銀賞>

小安 村愛 (大同生命) 喜寛照 (会津第一営業課) ・ 荒良範 (相双営業所)

<銅賞>

村大 小安 村愛 (大同生命) 由貴子 (福島営業所) ・ 小国善廣 (白河営業所)

2. 受章

(1) 叙勲

○旭日小綬章
 副会長 渡邊泰夫

(2) 納税功績

○仙台国税局長表彰
 理事 須吉藤 藤田良一 一郎子 (公社) いわき法人会
 須吉藤 藤田良一 一郎子 (公社) 須賀川法人会
 須吉藤 藤田良一 一郎子 (公社) 白河法人会

○各税務署長表彰

(公社) 福島法人会 三菅大和 浦野田内内澤佐 康君勝洋貴甚克 伸子典・高田正人
 (公社) 二本松法人会 須賀川法人会
 (公社) 郡山法人会 須賀川法人会
 (公社) 須賀川法人会 須賀川法人会
 (公社) 白河法人会 白河法人会
 (公社) 相双法人会 相双法人会

(3) 東北六県法人会連合会会長表彰

○永年在任役員表彰

齋紺服阿大渡鈴富赤芳浅佐國 藤野部部橋邊木檉城賀川川田 義正嘉尋健忠幸 博雄夫子二栄助司明一吾世夫 齋藤和也 (公社) 福島法人会
 藤野部部橋邊木檉城賀川川田 義正嘉尋健忠幸 博雄夫子二栄助司明一吾世夫 齋藤幸雄 (公社) 二本松法人会
 藤野部部橋邊木檉城賀川川田 義正嘉尋健忠幸 博雄夫子二栄助司明一吾世夫 齋藤幸雄 (公社) 郡山法人会
 藤野部部橋邊木檉城賀川川田 義正嘉尋健忠幸 博雄夫子二栄助司明一吾世夫 齋藤幸雄 (公社) 須賀川法人会
 藤野部部橋邊木檉城賀川川田 義正嘉尋健忠幸 博雄夫子二栄助司明一吾世夫 齋藤幸雄 (公社) 南会津法人会
 藤野部部橋邊木檉城賀川川田 義正嘉尋健忠幸 博雄夫子二栄助司明一吾世夫 齋藤幸雄 (公社) 会津若松法人会
 藤野部部橋邊木檉城賀川川田 義正嘉尋健忠幸 博雄夫子二栄助司明一吾世夫 齋藤幸雄 (公社) 会津喜多方法人会
 藤野部部橋邊木檉城賀川川田 義正嘉尋健忠幸 博雄夫子二栄助司明一吾世夫 齋藤幸雄 (公社) 白河法人会
 藤野部部橋邊木檉城賀川川田 義正嘉尋健忠幸 博雄夫子二栄助司明一吾世夫 齋藤幸雄 (公社) いわき法人会

諸会議関係

(1) 通常総会

件名	日時	場所	出席者	議題等
第3回 通常総会	28. 6. 21 (火)	福島市 ザ・セレクトン福島	10名	第1号議案 平成27年度決算報告承認の件 第2号議案 役員補充選任の件

(2) 役員会

件名	日時	場所	出席者	議題等
第1回 理事会	28. 6. 1 (水)	福島市 ホテル辰巳屋	25名 監事2名	議題1 第3回通常総会提出議案の審議 議題2 役員補充選任の件 議題3 当県連表彰規程に基づく表彰該 当者承認の件 <報告事項> 1. 第11回全国女性フォーラム「福島大 会」収支決算について 2. 福利厚生制度「3年10億円」増収計 画の表彰該当推進員について 3. 熊本地震に際しての義援金について
第2回 理事会	29. 1. 27 (金)	福島市 ザ・セレクトン福島	20名 監事2名	議題1 今後の行事予定について <緊急議案> 一般社団法人福島県法人会連合会会長選 任内規(案)の件 <報告事項> 1. 業務執行理事の職務執行状況報告
第1回 正副会長会	29. 2. 9 (木)	石川町 母畑温泉 「八幡屋」	12名	(1)一般社団法人福島県法人会連合会会長 選任内規(案)について
第2回 正副会長会	29. 3. 24 (金)	福島市 ホテル辰巳屋	12名	(1)役員改選について
第3回 理事会	29. 3. 24 (金)	福島市 ホテル辰巳屋	26名 監事2名	(1)第2回理事会緊急議案「一般社団法人 福島県法人会連合会会長選任内規(案)」 の件 (2)平成29年度事業計画(案)承認の件 (3)平成29年度収支予算(案)承認の件 (4)各種表彰規程に基づく表彰該当者推薦 承認の件 (5)特定資産「減価償却引当資産」の「修 繕引当資産」への名称変更の件

(3) 監査会

件名	日時	場所	出席者	議題等
監査会	28. 5. 17 (火)	福島市 法人会事務所	6名	(1)平成27年度業務執行状況・財務状況監査 (2)会計帳簿等監査

(4) 委員会

福島県法人会連合会

件名	日時	場所	出席者	議題等
第1回 総務委員会	28. 5. 23 (月)	福島市 コラッセふくしま	12名	(1)第1回理事会提出議案の審議 (2)当県連表彰規程に基づく表彰該当者の 選定について
第2回 総務委員会	29. 2. 27 (月)	福島市 法人会事務所	13名	(1)県連独自の単位会補助金(案)について (2)全法連、東北六県連表彰規程に基づく 受賞者選定の件
第3回 総務委員会	29. 3. 14 (火)	福島市 法人会事務所	11名	(1)平成29年度事業計画(案)について (2)平成29年度収支予算(案)について (3)特定資産「減価償却引当資産」の「修 繕引当資産」への名称変更承認の件

事務局長等会議

件名	日時	場所	出席者	議題等
第1回 事務局長等会議	28. 9. 28 (水)	福島市 法人会事務所	11名	(1)全法連専務理事会議の報告 (2)自主点検チェックシートについて

件名	日時	場所	出席者	議題等
				(3)助成金等実施調査に基づく結果等並びにその対応について (4)東北六県職員研修会について
第2回 事務局長等連絡会議	28.12.19 (月)	福島市 コラッセふくしま	福利厚生委託 会社 2名 事務局 18名	<協議事項> (1)東北六県連運営協議会(28.11.8)の結果報告 (2)全国専務理事等会議(28.12.7)の結果報告 (3)MSK貸倒保証制度の現況について (4)会員増強策について (5)福利厚生制度3年10億円増収計画について

(5)関係機関会議等

①全国法人会総連合

件名	日時	場所	出席者
第1回 全国専務理事等会議	28.4.20 (水)	東京 全法連会館	丹治専務理事
第21回 理事會	28.6.6 (火)	東京 帝国ホテル	猪狩会長
第1回 厚生委員会	28.7.6 (水)	東京 全法連会館	伊野厚生委員長
第1回 事業研修委員会	28.7.14 (火)	東京 全法連会館	渡邊研修委員長
第1回 総務委員会	28.7.21 (木)	東京 全法連会館	牧野総務委員長
第1回 広報委員会	28.7.22 (金)	東京 全法連会館	唐橋広報委員長
第1回 税制委員会	28.7.27 (水)	東京 全法連会館	吉川税制委員長
第1回 組織委員会	28.8.3 (水)	東京 全法連会館	加藤組織委員長
第2回 全国専務理事等会議	28.8.25 (木)	東京 全法連会館	丹治専務理事
第2回 税制委員会	28.9.6 (水)	東京 全法連会館	吉川税制委員長
第22回 理事會	28.9.23 (金)	東京 全法連会館	猪狩会長
第33回 法人会全国大会「長崎大会」	28.10.20 (木)	長崎市 長崎ブリックホール	猪狩会長 外県内出席者 17名
第3回 全国専務理事等会議	28.12.7 (水)	東京 全法連会館	丹治専務理事
賀詞交歓會 叙勲・納税表彰受章・祝典	29.1.18 (水)	東京 帝国ホテル	吉川福島会長
第2回 厚生委員会	29.2.2 (木)	東京 全法連会館	伊野厚生委員長
第2回 事業研修委員会	29.2.7 (火)	東京 全法連会館	渡邊研修委員長
第3回 税制委員会	29.2.15 (水)	東京 全法連会館	吉川税制委員長
第2回 組織委員長	29.2.21 (火)	東京 全法連会館	加藤組織委員長
第2回 広報委員会	29.2.23 (木)	東京 全法連会館	唐橋広報委員長
第2回 総務委員会	29.2.24 (金)	東京 全法連会館	牧野総務委員長
第32回 事務局セミナー	29.3.16 (木)	東京 ハイアットリージェンシー東京	澁谷事務局次長 外県内出席者 5名
第23回 理事會	29.3.22 (水)	東京 全法連会館	猪狩会長

②東北六県連関係

件名	日時	場所	出席者
第1回 理事會	28.6.17 (金)	仙台市 仙台国際ホテル	猪狩会長 外 3名
臨時県連事務局長事務打合せ	28.8.26 (金)	東京 全法連会館	丹治専務理事

件名	日時	場所	出席者
第1回県連事務局長会議、福利厚生制度推進協議会事務職員研修会	28. 9. 16 (金)	仙台市 仙台国際ホテル	猪狩会長 外 2名
東北六県会長会議 平成28年度運営協議会	28. 10. 6 (木)	仙台市 仙台ガーデンパレス	丹治専務理事 外 8名
第2回県連事務局長会議及びがん保険制度連絡会議	28. 11. 8 (金)	仙台市 江陽グランドホテル	猪狩会長 猪狩会長 外県内出席者 17名
	29. 2. 16 (木)	仙台市 アフラック仙台総合支社	丹治専務理事

③その他

件名	日時	場所	出席者
コラッセふくしま管理組合第13回定期総会	28. 5. 25 (水)	福島市 コラッセふくしま	丹治専務理事
福島県青色申告会連合会第61回定時総会	28. 5. 27 (金)	郡山市 郡山青色会館二階大ホール	伊野副会長
コラッセふくしま管理組合消防防火訓練	28. 6. 9 (木)	福島市 コラッセふくしま	丹治専務理事 外 2名
コラッセふくしま管理組合施設管理運営部会	28. 7. 13 (水)	福島市 コラッセふくしま	澁谷事務局次長
東北税理士会福島県支部連合会第36回定期総会	28. 7. 14 (木)	郡山市 郡山ビューホテルアネックス	加藤副会長
法人会事務局フォーラム	28. 7. 22 (金)	山形市 ホテルメトロポリタン山形	澁谷事務局長 外県内出席者 2名
コラッセふくしま管理組合消防防災訓練説明会	28. 9. 26 (月)	福島市 コラッセふくしま	土屋事務局長
コラッセふくしま管理組合消防防災訓練	28. 10. 13 (木)	福島市 コラッセふくしま	丹治専務理事 外 2名
コラッセふくしま管理組合施設管理運営部会	28. 11. 21 (月)	福島市 コラッセふくしま	澁谷事務局次長
唐橋副会長ご母堂様告別式	28. 12. 10 (土)	喜多方市 大黒堂紫雲閣喜多方ホール	別府会津喜多方法人会事務局長
斎藤元副会長告別式	29. 1. 16 (月)	会津若松市 神保セレモニーホール天恵苑	渡邊副会長
渡邊泰夫氏叙勲受章祝賀会	29. 3. 25 (土)	会津若松市 会津若松ワシントンホテル	猪狩会長

青年・女性部会連絡協議会関係

◎福島県法人会連合会青年部会連絡協議会

件名	日時	場所	出席者	議題等
第1回役員会	28. 6. 27 (月)	郡山市 ホテルプリシード郡山	35名	(1)全法連青年部会定時連絡協議会(28. 6. 17)の報告 (2)27年度事業経過報告並びに収支決算報告について (3)28年度事業計画(案)並びに収支予算(案)について (4)28年度の役員選任について (5)第24回会員研修会「会津大会」について (6)青年部会における経営大型総合保障制度Jタイプ推進協力について その他 ・部会員数について ・青年の集い、北海道大会参加補助枠、金額について
第2回役員会	28. 8. 30 (火)	会津若松市 会津若松ワシントンホテル	33名	(1)第24回会員研修会「会津大会」について (2)東北地区各県連青年部代表懇談会(28. 7. 14)の報告 (3)全国青年の集い「北海道大会」について (4)部会員増強について その他 ・法人会アンケート調査システムについて
第24回会員研修会「会津大会」	28. 10. 14 (金)	会津若松市 会津若松ワシントンホテル	来賓 24名 一般 54名 会員 124名	<記念講演会> 演題：「笑門来福」 講師：落語家 三遊亭兼好氏 <記念式典> <懇親会>

件名	日時	場所	出席者	議題等
第3回 役員会	29. 3. 2 (木)	郡山市 ホテルプリシード郡山	29名	(1) 東北地区各県連青年部会代表者懇談会 (29. 2. 3)の報告 (2) 全国青年の集い「北海道大会」報告 (3) 会員研修会「会津大会」の報告 (4) 来年度会員研修会「いわき大会」について (5) 単位会青年部会の大型保障制度推進について

その他

件名	日時	場所	出席者
全国青年部会連絡協議会 第1回役員会 および 全国青年の集い「北海道大会」 現地視察会	28. 4. 22 (金)	旭川市 旭川グランドホテル	石井会長
福島県商工会青年部連合会 総会	28. 5. 13 (金)	福島市 ウエディングエルティ	石井会長
福島県中小企業青年中央会総会	28. 5. 30 (月)	郡山市 郡山ビューホテル	石井会長
全国青年部会連絡協議会 第2回役員会	28. 6. 17 (金)	東京 全法連会館	石井会長
第1回全国青年部会連絡協議会 定時連絡協議会	28. 6. 17 (金)	東京 全法連会館	石井会長 外1名
全国青年部会連絡協議会 第3回役員会	28. 7. 8 (金)	東京 全法連会館	石井会長
第1回東北地区各県連青年部会 代表者懇談会	28. 7. 14 (木)	横手市 横手セントラルホテル	石井会長
第2回全国青年部会連絡協議会 定時連絡協議会	28. 9. 8 (木)	旭川市 旭川グランドホテル	石井会長 外1名
第30回 全国青年の集い「北海道大会」	28. 9. 9 (金)	旭川市 旭川大雪アリーナ	石井会長 外県内参加者 50名
全国青年部会連絡協議会 第4回役員会	28. 11. 18 (金)	東京 全法連会館	石井会長
福島県青年部団体連絡協議会 正副会長会議	28. 12. 8 (木)	郡山市 正谷	石井会長
全国青年部会連絡協議会 第5回役員会	29. 1. 20 (金)	東京 全法連会館	石井会長
第2回東北地区各県連青年部会 代表者懇談会	29. 2. 3 (金)	仙台市 新仙台ビルディング	石井会長
福島県青年部団体連絡協議会 特別講演会・名刺交換会	29. 3. 7 (火)	郡山市 郡山ビューホテルアネックス	石井会長 外県内参加者 18名

◎福島県法人会連合会女性部会連絡協議会

件名	日時	場所	出席者	議題等
全国女性フォーラム 福島大会実行委員会解散式	28. 5. 19 (木)	郡山市 郡山ビューホテルアネックス	28名	(1) 福島大会収支決算について (2) 御茶席募金の使途について
第1回 役員会	28. 5. 19 (木)	郡山市 郡山ビューホテルアネックス	29名	<役員会> (1) 平成27年度事業経過報告並びに収支決算の件 (2) 平成28年度事業計画(案)並びに収支予算(案)の件 (3) 支援金品の配賦について <フォーラム福島大会> (1) 福島大会収支決算について
第2回 役員会	28. 9. 15 (木)	郡山市 郡山ビューホテル	29名	(1) 報告事項 ・全女連役員会の報告 ・東北六県代表者懇談会の報告 (2) 税に関する絵はがきコンクールについて (3) 支援金(80万円)の使途について
第3回 役員会	29. 2. 8 (水)	福島市 ホテル辰巳屋	36名	(1) 第12回法人会全国女性フォーラム・ 鹿児島大会について (2) 第17回会員研修会「会津大会」について (3) 香川県大川法人会女性部会よりの支援 金について (4) 役員改選に伴う諸行事について (5) 各単位会の28年度分支援金の使途報告

その他

件名	日時	場所	出席者
第1回全国女性部会連絡協議会 定時連絡協議会	28. 6. 8 (水)	東京 全法連会館	藤田会長
福島県青年部会連絡協議会 第1回役員会	28. 6. 27 (月)	郡山市 ホテルプリシード郡山	藤田会長 外1名
第1回東北地区各県連女性部会 代表者懇談会	28. 7. 7 (木)	天童市 ほほえみの宿滝の湯	藤田会長
青連協第24回会員研修会 「会津大会」	28. 10. 14 (金)	会津若松市 会津ワシントンホテル	藤田会長
第2回東北地区各県連女性部会 代表者懇談会及び「税の絵は がきコンクール」作品審査会	29. 2. 14 (火)	仙台市 仙台国際ホテル	藤田会長
(一社)福島県法人会連合会 平成29年度第3回理事会	29. 3. 24 (金)	福島市 ホテル辰巳屋	藤田会長